

1月31日(火)が提出期限の書類が多く存在します。「償却資産申告書」・「給与支払報告書」・「法定調査」等に関する資料のご提出依頼やご質問をさせていただく場合がございます。ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

2023
1月号
vol.109

NEWS LETTER

*Message From Staff
～今年の一文字～
*人件費の確認を
今年度から始まる賃上げ促進税制

明けましておめでとうございます。
今年から年賀状でのご挨拶を取りやめました。それゆえ、例年年賀状の紙面に記載していた新年の抱負をここで一部披露させていただきます。
まず労務面においては、10数年ぶりに自社の経理と給与計算を私自身で行い、実態把握に努めます。また、社労士と契約し、労務環境の改善を図ります。教育面では、今まででは場当たり的であった研修を制度化し、スタッフ能力のボトムアップを目指します。業務面では、顧問先様毎の請負業務の棚卸しを行い、属人化している業務を改善します。
全て、来年の20周年を見据えた施策です。今後の20年の発展に向けて今年は地ならしの年としたいと思います。

岡村景明



Message From Staff

～今年の一文字～



踊

心躍る瞬間が大切だと年々感じるように
なってきました。公私ともにワクワクドキ
ドキするモノやコトに触れていきたいです。
感受性豊かに1年を過ごせれば幸せです。

直江 美佳

生

プライベートの目標が未だになく
このままでは生ける屍のような人
生を送りそうなので、仕事に関係
のないプライベートの目標を探す
一年にしたいです。

本城 雄規



穩

仕事に家事にいつまでも続く子育て。心穏
やかでいられない時も多々あるのですが、
そんなときこそ深呼吸して、今年も一年ゆ
るりと行きたいです。

芦谷 久美子

整

仕事もプライベートも限られた時間を費や
していますが、自分の時間は年々なくなっ
ています。自分の時間も作っていけるよう
に上手に時間配分をしたいと思います。

松尾 圭司

分

今まで弱い自分を振り切って進んできましたが、
そんなことをしても、なんせ自分なのでずっと離
れてくれません。
今年は振り切ることを諦め、弱い自分と向き合い、
一緒に新しい一步を踏み出したいと思います

川端 優美



悠

昨年はプライベートで環境が変わり、
慌しく過ごした一年でした。今年はゆっ
たりと構えていられるよう、心に余裕
をもって行動したいです。

森 真奈美

考

2023年は子供の進学など、変化の1年
になりそうです。
仕事でもプライベートでも、その時に
やるべき事の見極めを出来るよう、一
旦立ち止まってしっかり考えられる余
裕を持ちたいです。

沖田 和美



facebook やってます！！
インターン生が
毎週金曜日に更新中です！！

フェイスブック 岡村税理士事務所 検索



記事が良かったら いいね お願いします
URL : <https://www.facebook.com/okamuratax/>

人件費の確認を 今年度から始まる賃上げ促進税制

令和4年度税制改正で改正された、中小企業向け・大企業向け双方の給与に関する優遇税制（以下、賃上げ促進税制）は令和4年（2022年）4月1日以後開始事業年度（個人事業主は令和5年分）からの適用です。3月末決算法人にあっては、適用の可能性について確認しましょう。

賃上げ促進税制

（1）中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業向け賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、**雇用者全体の給与総額※1**を前年度比1.5%以上増加させた場合に、最大で控除対象となる増加額の**40%**を法人税（個人事業主は所得税。以下同じ）から税額控除できる制度です。

（2）大企業向け賃上げ促進税制

大企業向け賃上げ促進税制とは、青色申告書を提出する企業が、**継続雇用者の給与総額※2**を前年度比3%以上増加させた等の要件を満たした場合に、最大で控除対象となる増加額の**30%**を法人税から税額控除できる制度です。

（※1）「雇用者給与等支給額」という。使用者兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主の特殊関係者を除いた、国内で勤務する従業員（パート・アルバイト・日雇い労働者を含む。以下、国内雇用者）に対する給与等の総額。ただし、給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合（雇用安定助成金額は除く）には、これを控除する。

（※2）「継続雇用者給与等支給額」という。継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分について給与等の支給を受けた国内雇用者であって、かつ、雇用保険の一般被保険者である等の要件を満たす者）に対する給与等の総額。ただし、給与等に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合（雇用安定助成金額は除く）には、これを控除する。

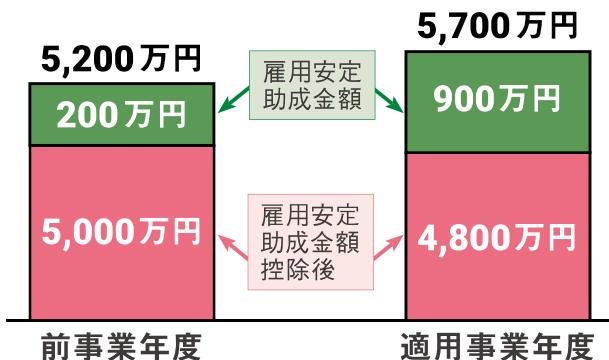
留意点

適用するには、前年度と比較して給与が一定割合以上増加していかなければなりません。

この対象となる給与については、中小企業向けと大企業向けとでその範囲が異なります。また、控除対象となる増加額については、雇用安定助成金額（雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金等）がある場合には、これを加味した金額が上限となるため、要件は満たしても控除できる金額がなかった、という場合もあります。

【例】中小企業向け賃上げ促進税制の適用

- ・前事業年度の雇用者給与等支給額：5,200万円
- ・前事業年度の雇用安定助成金額：200万円
- ・適用事業年度の雇用者給与等支給額：5,700万円
- ・適用事業年度の雇用安定助成金額：900万円



[要件] $(5,700 \text{ 万円} - 5,200 \text{ 万円}) \div 5,200 \text{ 万円} = 9.615\cdots\% \geq 1.5\% \therefore \text{要件を満たす}$

[控除額] $5,700 \text{ 万円} - 5,200 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$
 $4,800 \text{ 万円} - 5,000 \text{ 万円} = ▲200 \text{ 万円}$

\therefore 上限である雇用安定助成金額を控除した増加額がマイナスとなるため、税額控除額は「ない」

なお、いずれの制度も適用できる場合には、どちらか片方しか適用することはできません。税制を適用する可能性があるか否か、決算月よりも前に確認しておきましょう。